

## 騒音規制法に基づく特定施設の届出について

- 1 対象施設 騒音規制法施行令別表第1に掲げる施設（別紙参照）
- 2 提出期限 特定施設の設置工事に着手する30日前まで  
ただし、次のいずれかに該当する場合は、届出不要です。
  - ① 特定施設の種類ごとの数を減少する場合
  - ② 特定施設の種類ごとの数が、直近の届出の数の2倍を超えない場合
- 3 提出書類
  - (1) 特定施設設置届出書（様式第1）  
※既に他の特定施設（その種類は問わない。）を設置している工場・事業場の場合は、「特定施設の種類ごとの数変更届出書（様式第3）」による。
  - (2) 別紙（特定施設の構造及び使用の方法等）
  - (3) 上記2の提出期限を過ぎている場合 → 遅延理由書（任意様式）
  - (4) 添付書類
    - ア 工場・事業場の付近の見取図
    - イ 特定施設の配置図（敷地内の建物の配置を含む。）
    - ウ 特定施設の構造や能力等の詳細が分かるもの（仕様書、図面など）
    - エ 騒音防止施設の説明資料  
※（1）と（2）の様式は、市ホームページにも掲載しています。
- 4 提出部数 2部 ※1部は正本をコピーしたもので構いません。
- 5 届出先 始良市役所 市民生活部 生活環境課  
※届出書を作成した方（担当者）の氏名及び連絡先を必ず添えて、ご提出ください。  
※各支所の生活環境係でも受付いたします。
- 6 お問い合わせ先 始良市役所市民生活部生活環境課生活環境係  
〒899-5492 始良市宮島町25番地  
TEL 0995-66-3111（内線141）  
FAX 0995-65-5559  
E-mail seikatsu@city.aira.lg.jp